

新型コロナウイルス感染症による濃厚接触者等の行動制限について（お知らせ）

令和 4 年 12 月 1 日(木)
宮城県大河原商業高等学校

オミクロン株の特徴から、行動制限についての見直しが行われました。全国的に感染者数が増え、県内でも感染拡大が懸念されていますが、感染者が出た場合、本校でも厚生労働省及び県の通知に基づき行動制限を取っていただきます。無事に授業や学校行事が行えるよう、引き続き感染対策へのご協力をお願いします。

同一世帯(同居家族)で感染者が発生した場合 ※同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となります。

◇待機期間

「当該感染者の発症日」(発症日)又は「当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日」(感染対策日)の**いずれか遅い方を0日目として5日間**(6日目解除)

◇短縮措置

待機期間の2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キット(自費検査)により陰性が確認された場合、待機期間の短縮が可能。(2日分の陰性が確認できた場合に限りです)

※ただし、待機期間が短縮された場合も発症リスクを考慮し7日間が経過するまでは検温などの健康状態の確認を行い、手指消毒やマスク着用などの感染対策を徹底してください。

<同居する家族が発熱し、その後陽性が判明した場合>

月日	12/4(日)	12/5(月)	12/6(火)	12/7(水)	12/8(木)	12/9(金)	12/10(土)	12/11(日)
感染例	家族が38℃ の発熱 <発症日>	陽性が判明し 家庭内で隔離 <感染対策日>	自宅療養 (家庭内隔離)	自宅療養 (家庭内隔離)	自宅療養 (家庭内隔離)	自宅療養 (家庭内隔離)	自宅療養 (家庭内隔離)	自宅療養 (家庭内隔離)
『家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと(厚生労働省)』をご覧ください。								
待機期間 の数え方	—	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
同居者の 行動制限			行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	制限解除 健康観察
同居者の 短縮措置				抗原検査受検 ⇒陰性	抗原検査受検 ⇒陰性	制限解除 (登校可能)	健康観察	健康観察 (7日目まで)

※家族に発熱等の症状が出て速やかに自宅内隔離等の感染対策が行われた場合は、「発症日」と「感染対策日」は同日となります。

※同居家族内で新たな感染が判明した場合、発症日・感染対策日・待機期間は改めて数えることになります。

同一世帯(同居家族)以外で感染者が発生した場合 ※発症日の2日前から感染の可能性があります。

◇待機期間

陽性者との**最終接触日を0日目として3日間**(4日目解除)

◇短縮措置

無症状や抗原定性検査等で陰性が判明しても、待機期間を短縮することはできません。

<学外の友人 A・B と食事をし、その後、友人 A・B の陽性がそれぞれ判明した場合>

月日	12/4(日)	12/5(月)	12/6(火)	12/7(水)	12/8(木)	12/9(金)	12/10(土)	12/11(日)
感染例	学外の友人 A・B と食事 <最終接触日>	それぞれの 学校に登校	友人 A が 発熱・咳 <発症日>	友人 A の 陽性が判明	友人 B が 喉の痛み	友人 B の 陽性が判明		
待機期間 の数え方	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
接触者の 行動制限		行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	行動制限あり (出席停止)	制限解除 健康観察	健康観察	健康観察	健康観察

※待機期間は「最終接触日」を起点にして数えます。「最終接触日」と「発症日」の間に3日以上の間隔がある場合は行動制限の対象にはなりません。

※待機期間(出席停止となる期間)を過ぎてから感染者から陽性判明の連絡が来た場合、接触者の行動制限はありません。ただし、7日目まで健康観察を行ってください。

※ 12/10(土)までに行動制限が解除されない場合、2年生は修学旅行には参加できません。慎重に行動しましょう。